

平成21年度第2回兵庫県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成21年9月8日(火) 兵庫県庁 1号館12階 会議室	
委員	根岸 哲 (甲南大学法科大学院教授) 西村 多嘉子(大阪商業大学総合経営学部教授) 西畑 彰夫 (公認会計士) 木村 治子 (弁護士) 小西 庸夫 (元兵庫県代表監査委員)	
審議対象期間	平成21年4月1日～平成21年6月30日	
議案1 入札及び契約手続の運用状況等の報告		
議案2 抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議		
議案3 談合情報があった案件に関する審査		
抽出等案件	総件数	9件
公募型一般競争入札		2件
制限付き一般競争入札		4件
指名競争入札		3件
談合情報		1件
委員からの質問・意見 それに対する回答等	質問・意見	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

	質 問	回 答
1	<p>入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>H21.4.1～6.30の入札・契約状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の落札率は、通常 97%や 100%というものが多いが、猪名川広域水道事務所で 69.2%と比較的低い率で落札した案件について、なぜこのような低い率で落札できたのか。 ・ 県土整備部発注のガス管工事は、すべて大阪ガスと契約している。非常に独占的な感じがするが、適正であるのか。 ・ 指名停止状況について、社員が業務上過失致死（傷）容疑で書類送検されたため指名停止しているが、これは、本来業務以外で起こしたものでないということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電設備の改修修繕工事で、プラントメーカーから見積を徴収し積算した。メンテナンス部門を一手に引き受けている系列会社との随意契約で、機器をかなり安く仕入れることができたため、69.2%という落札率となっている。 ・ ガス事業法で、施工業者が限られており、当該工事が施工できるのは、大阪ガス株のみとなる。 ・ 工事用フェンスが飛んだことにより負傷者が生じた等本来業務での過失致死（傷）に対するものである。
2 (1)	<p>抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議</p> <p>公募型一般競争入札：県土整備部（営繕課）発注 「ものづくり大学校（仮称）教育研修施設（第2工区）建築工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1工区と第2工区の着工時期は、同じ建築工事でも性質が違うものか。企業は、両方入札参加申込みできるのか。契約後VE方式であったのか。 ・ 低入札価格調査を行っているが、調査基準価格を下回っていたのか。本年4月に最低制限価格を見直しているが、どのような基準で算定したものか教えてほしい。 ・ 最低制限価格というのは、間違いなく工事ができる価格ということか。 ベースにあたる部分をもう少しあげればいい。一般管理費・現場管理費が利益にあたるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同時着工である。第1工区は鉄筋コンクリート造、第2工区は鉄骨造で工法は全然違う。両方入札参加申込みはできない。契約後VE方式ではない。 ・ 平成21年4月、公共工事の品質確保等への悪影響が懸念されるような応札実態を踏まえ、最低制限価格及び調査基準価格に中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル式（20年6月）を採用するとともに調査最低制限価格の係数の一部を中央公契連モデルに対応させた。 また、最低制限価格の適用範囲を1億円未満から5億円未満に、低入札価格調査制度の適用範囲を1億円以上から5億円以上に引き上げた。 兵庫県の見直し後、中央公契連モデルは、さらに見直されている。（現場管理費 ×0.6 ×0.7） ・ 最低制限価格を下回ると余剰がでないと考えられる。一般的には利益にあたるのは、一般管理費の部分である。算定式自体は、統計的な結果から工事コスト確保に最低限必要であろうと思われる数字である。

<p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>制限付き一般競争入札：県土整備部（営繕課）発注 「県立尼崎工業高等学校第1期耐震補強その他工事」</p> <p>制限付き一般競争入札：県土整備部（営繕課）発注 「県立宝塚高等学校第2期耐震補強その他工事」</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尼崎工業と宝塚の工法の違いは、耐震診断の結果の違いか。 ・ 落札率にかなり差がある。尼崎工業（84.7%）は、かなり多くの業者が入札参加し、それなりに競争性が保たれているようだが、宝塚（98.3%）は16者の入札参加見込のうち5者しか参加していない。宝塚の工法は難しいのか。何が原因だと考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートの劣化度合い、強度をみてどのような補強をするか判断している。宝塚は、かなり劣化しており、耐震性が劣っているため、広範囲なPC補強としている。 ・ 宝塚のPCフレーム工は、製作できるメーカーが比較的少なく、価格は高めになる。尼崎工業は、町の鉄工所で鉄骨材が作れるため比較的企業努力ができる要素があったと考えられる。 制限付き一般競争入札は、所管県民局の業者数が足りない場合は、隣接の県民局へと広げる。尼崎工業は阪神南県民局で、隣接は阪神北・神戸県民局で31者、宝塚は阪神北県民局で、隣接は阪神南・丹波県民局で16者である。これに前段の工法による違いも影響していると思われる。
<p>(4)</p>	<p>制限付き一般競争入札：神戸県民局（神戸土木事務所）発注 「福田川水系 福田川河床掘削工事」 （質問・意見なし）</p>	
<p>(5)</p>	<p>指名競争入札：教育委員会（県立考古博物館）発注 「横屋・宮ノ前遺跡発掘調査工事」</p>	
<p>(6)</p>	<p>指名競争入札：教育委員会（県立考古博物館）発注 「堂垣内遺跡発掘調査工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横屋・宮ノ前は、平成21年6月29日設計変更に伴う契約変更とあるが、工期中に変更契約したのか。 ・ 落札率をみると、横屋・宮ノ前の78.4%に比べ、堂垣内は96.6%と高い。どのような原因が考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初設計する際は、部分的に試掘確認調査を行って、遺跡の厚み等で算出するが、実際に掘りながら岩圧等をみて設計変更、変更契約となる場合がある。 ・ 昨年度も同じ箇所（神戸市北区）で発掘調査を行っており、入札参加企業は単価予測が容易で予定価格と近い金額での落札となったと思われる。
<p>(7)</p>	<p>公募型一般競争入札：北播磨県民局（加東土木事務所）発注 「都市計画道路和布郷瀬線（一般県道和布西脇線）重春橋上部工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価落札方式を採用した入札であるが、かなり価格が大ききなウエイトを占めているように見えるが、どうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札業者は、価格が一番安いうえに、それ以外の技術評価点も一番高く落札となった。

<p>(8)</p> <p>(9)</p>	<p>制限付き一般競争入札：但馬県民局（養父土木事務所）発注 「(一)物部養父線 和田山町和田山地区 舗装及び道路付属物設置工事」</p> <p>指名競争入札：但馬県民局（新温泉土木事務所）発注 「居組港居組停車場線 歩道縦断修正工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じアスファルト舗装工事で、制限付き一般競争入札と指名競争入札を抽出した。落札率に差があるが、これは、入札方式が変わると違ってくるといふことか。 指名競争入札の地域要件を広め、入札参加業者数を増やすべきではないか。 ・ 兵庫県全体の発注金額の中で但馬地域のしめる割合が非常に高い。県全体の工事費の各地域への配分方法はどのように決めているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初で発注件数は少なかった時期の当案件は、99.5%と高落札率であるが、8月までのアスファルト舗装工事9件（うち指名競争入札5件）の平均落札率は、93%と少しずつ下がってきている。 但馬地域の道路事情、材料費、運搬費等を考慮すると、単に地域要件を広めるだけで、落札率を低下させるといふのは難しい。 ・ 現在、但馬地域は、鳥取豊岡宮津道路等の幹線道路工事があり事業量は膨大である。 県全体の工事費については、社会基盤整備プログラムによりこの事業はこのエリアと計画しており、その計画の進捗に応じて配分していく。 平成16年の災害時は豊岡周辺で増え、道路については和田山より延びてきており、現在、新温泉周辺の工事発注が増えている。
<p>3</p>	<p>談合情報があった案件に関する審議</p> <p>制限付き一般競争入札：但馬県民局（豊岡土木事務所発注） 「(主)宮津養父線（仮称）出石新大橋橋梁下部工工事(A1橋台)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 談合疑惑事情聴取調書の中に「制限付き一般競争入札に移行してから談合情報が多くなったと思う。」とあるが、どう考えるのか。 ・ 今回は、談合情報が寄せられてから、開札の延期・事情聴取・県警への情報提供等、すみやかに対応できている。このような対応をすることによって、談合を抑止する効果があったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確かに但馬地域では、制限付き一般競争入札に移行してから談合情報が寄せられるようになったのは事実である。 制限付き一般競争入札に移行したからというよりも落札率の低下への不満から入札妨害を考えてのことではないか。 今後の取り組みとして、業者のコンプライアンス（法令遵守）の意識を高めていくのがなによりだと考える。 ・ 今後も迅速かつ適切な対応に努める。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理、建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は、無かった旨、事務局より報告。 		